

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成31年1月15日

大阪税関長 高木 隆

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外國貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
株式会社大栄商事 大阪府和泉市青葉台二丁目10番25号	株式会社大栄商事 堺第1ヤード 大阪府堺市美原区菅生528番地1、549番地1、549番地2、531番地2、531番地6	廃業	—	平成30年 12月31日